

雇用クリーンプランナー ミニセミナー

法改正・ルール改正シリーズ第5回

「(いわゆる)106万円の壁支援パッケージとは」

収入額による税金や社会保険の壁がある！

パート勤めをしている妻の方などは、自分の収入が増えると税金が増えたり自分自身で社会保険に加入しなければならなくなるため、あえて労働時間を少なくし、収入を抑えようとする方がいます。これを「収入の壁」と言います。

<報酬額の壁、前提となる基本知識>

A (103万の壁) * 所得税対策

給与によって得た1年間の収入が103万円までであれば、この方には所得税はかからないというルールのこと（この方が配偶者の扶養となっている場合、扶養している配偶者も配偶者控除が受けられますので、その分の所得税も安くなる）。* 103万円には定期代や交通費などは含まれない

B (130万の壁) * 社会保険対策

社会保険の扶養の範囲内のこと。130万円以内であれば社会保険は家族の扶養に入れますが、この130万円の壁を超えれば自分自身で社会保険に加入しなければならない（自分自身で健康保険と年金保険料を負担するため、手取り額が大幅に減少する）

* 130万円には定期代などの交通費も含まれる。

106万円の壁とは！

社会保険の適用拡大により、新たに社会保険の加入対象者が増えてとなくなってしまうことです。2022年10月からは適用拡大により、以下の要件に該当する方は（130万以内でも）社会保険の加入者になることが義務付けられています。

- ・ 1週間の所定労働時間が**20時間以上**・雇用期間が継続2ヵ月超見込
 - ・ **賃金月額が8.8万円以上**・学生ではない（夜間の学生などは対象）
 - ・ 被保険者が常時101人以上の事業所（または任意特定適用事業所）
- * 2024年10月からは101人以上⇒51人以上に拡大



上記の会社で勤務している場合、1週間20時間以上勤務し、1ヶ月の給与額が8.8万円（ $8.8万円 \times 12ヶ月 = 年間105.6万円$ ）以上になると、勤務する会社の社会保険に自分自身で加入しなければなりません。これが106万円の壁です！

106万円の壁...政府の支援パッケージとは

パート等が「106万円の壁」を意識せず働くことを支援する目的

【社会保険促進手当】

負担額軽減として「社会保険促進手当」を支給した場合、【保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定の「基礎としない」扱い】

	被用者 保険適用前	被用者保険適用後		
		手当支給なし	手当支給あり (保険料算定対象とする場合)	手当支給あり(保険料算定対象としない場合)
算定対象となる 年収	106万円	106万円	122万円	106万円(対象外 手当16万円)
本人負担分の保険料		16万円	18万円 →	16万円【2万減】
手取り収入	106万円	90万円	103万円	106万円

出典 厚労省資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001150703.pdf>

【キャリアアップ助成金】 キャリアアップ助成金に新たに「社会保険適用時処遇改善コース」を新設。

<手当等支給メニュー(手当等により収入を増加させる場合)>

要件	1人あたり助成額
① 賃金の15%以上額を労働者に追加支給*1	20万円(大企業は3/4の額)
② 賃金の15%以上分を労働者に追加支給*1するとともに、3年目以降、下記③の取組が行われること	20万円(大企業は3/4の額)
③ 賃金の18%以上を増額*2されていること	10万円(大企業は3/4の額)

*1...一時的な支給も可 *2...基本給の他、適用時の一時的な手当を恒常化する場合も含む